

「奈良県高校生等奨学給付金(専攻科)」の支給制度について

○授業料以外の教育費負担を軽減するため、対象世帯に支給します。(返還の必要はありません)

令和8年度新入生で、**前倒し支給(3 か月分)の決定を受けている方は、本案内の対象外**です。

残額(9か月分)の申請書類は決定通知に同封しています。本案内による申請は行わないようにご注意ください。

※本年他府県で前倒しを受給し、7月1日までに他府県へ転出、または他府県から転入された場合は必ず学校または担当課へご連絡ください。

1. 支給の要件

○対象となる世帯

日本国籍、または特定の在留資格を有する者のうち、
主たる生計維持者等(父母等)全員の住民税所得割額の合計が以下の所得要件を満たす世帯

○課税証明書の場合の確認箇所

例	県民税	市民税
所得割 (額)	●●●●●円	○○○○○円
均等割 (額)	2000円	3500円

※**令和8年7月1日時点**で要件を全て満たしている必要があります。詳細な要件については裏面をご覧ください。

※主たる生計維持者等に海外在住者が存在し、本年度の課税証明書が提出できない場合は**対象外**。(例:海外赴任等で国内に住所を有していない)

○ 所得要件 および 支給額(年額1回)

世帯区分 (主たる生計維持者等(父母)全員の住民税所得割額の合計)	支給額(年額)
① 非課税(0円)である世帯	52,100 円
② 105,500 円未満である世帯(①以外) ※	17,370 円
③ 105,500 円以上 264,500 円未満 かつ 多子世帯(3人以上扶養) ※	13,030 円

※修学支援制度の対象外となる外国籍の生徒(R8年度新入生である留学生を除く)は、旧制度単価(非課税世帯の 1/5)での支給となります。

2. 支給時期の見込み(予定)

第1次締め切りまでに申請された場合 … 10月下旬～11月中旬 頃

第2次締め切りまでに申請された場合 … 12月下旬～ 1月中旬 頃

※申請数・審査状況によって変化するため、振込時期について支給決定前にお問い合わせいただいてもお答えできません。

※第1次または第2次締め切りのいずれかに**1回のみ**申請してください。(重複不可)

3. 申請手続き

奈良県教育振興課のウェブページから申請書をダウンロードし、必要な書類(裏面に記載)を以下のとおり提出してください。

○ 奈良**県内**の高等学校等に通う方: **学校が指定する期限までに、在学する学校に提出**

○ 奈良**県外**の高等学校等に通う方: 以下のいずれかの期日までに次の**【提出先】**に郵送

第1次締め切り 令和8年 7月 31日(金) まで**【消印有効】**※8月1日消印分から2次扱い

第2次締め切り(最終) 令和8年10月 2日(金) まで**【消印有効】**※どちらの期日でも支給額は変わりません

【提出先】 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

※必ず封筒に①送り主の氏名・②送り主の住所・③**【奨学給付金申請書 在中】**を記載してください。

※**期日を過ぎた消印は受理できません。最終日の発送は必ず郵便局で消印を受けてください。**

＜申請書のダウンロードはこちら＞

奈良県 私学奨学給付金

検索

<https://www.pref.nara.lg.jp/n056/40219.html>



裏面へ→

4. 申請に必要な書類

対象となる生徒1人につき区分ごとの●のついた提出書類一式を提出してください。(省略不可)(該当する場合○を含む)

世帯区分		提出書類 (●必須) 区分は表面参照
①②	③	
●	●	「奈良県高校生等奨学給付金申請書(専攻科)」 (第1号様式(第5条関係))
●	●	「奈良県高校生等奨学給付金口座振替申出書」 (別紙第1号様式)
●	●	「在学(在籍)証明書」(本年7月1日以降の証明日) ※申請書裏面の【学校記入欄】へ、学校による直接証明 ※在籍校が通信制・寮制等により遠方の場合は、学校発行の在学(籍)証明書の添付でも可。 ただし、【学校記入欄】と同一内容の文言の証明に限る。
●	●	「令和 8 年度(令和 7 年分)課税証明書」(市町村発行の原本) ※課税証明書以外の所得証明書類については「申請書の書き方」に記載の添付書類注意事項や、当課ウェブページをご確認ください。 ※主たる生計維持者等(父母)全員分(配偶者控除、単身・海外赴任在住等による提出の省略不可) ※DV等やむを得ない事情で一方が出せない場合、「申立書」の別途提出が必要。(当課 HP から様式印刷)
—	●	「扶養誓約書」(別紙第4号様式) ※対象生徒を含む、扶養している子(兄弟姉妹)が3名以上
●	●	生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる書類 住民票(原本/個人番号が記載されていないもの)、特別永住者証明書または在留カードのコピー ※住民票は本年7月1日以降発行のものに限る。
○	○	日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業したことを確認できる書類 例:日本の小学校、中学校及び高等学校の卒業証書のコピーまたは卒業証明書 ※日本国籍以外の者で、要件の5.(1).⑦家族滞在者にあたる場合。

5. 奈良県高校生等奨学給付金(専攻科)の支給の要件(詳細)

令和8年7月1日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

- (1). 主たる生計維持者等全員が奈良県内に住所を有している者のうち、生徒本人が以下のいずれかに該当する者であること
(海外等在住で奈良県内に住所を有しない場合は対象外)

① 日本国籍を有する者	② 特別永住者	③ 永住者	④ 日本人の配偶者等
⑤ 永住者の配偶者等	⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者		
⑦ 家族滞在のうち小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者			

※ 主たる生計維持者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が奈良県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

- (2). 主たる生計維持者等全員の住民税所得割額の合算が0円(非課税)または105,500円未満である世帯。
もしくは、多子世帯(3人以上)かつ主たる生計維持者等全員の住民税所得割の合計が264,500円未満の世帯であること
※ 家計急変により上記の世帯に相当すると認められる場合には、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性がありますので、該当する場合は在学する高等学校等(奈良県外の高校の場合は奈良県教育振興課)までご相談ください。
- (3). 生徒が大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科の学科に在学しており、以下のいずれにも該当していないこと
・退学、停学(三か月以上)の処分を受けた者
・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
・前年度における出席率が5割以下の者
- (4). 対象生徒に対して、主たる生計維持者等が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと
- (5). 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の生徒を除く)が措置されていないこと

○ 事実と異なる内容の申請により支給が行われた場合は返還を求めます。○

◆ 高校生等奨学給付金(私立高等学校等(専攻科))についてのお問い合わせ ◆

- ◇奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30 (TEL 0742-27-8347)
◇在学する高等学校等(学校が申請のとりまとめをしている場合)